

質 問 回 答 書

「延岡市自動証明書交付端末導入事業」に関する質問について、下記のとおり回答いたします。

No.	資料名・ページ・項目	質 問 内 容	回 答
1	仕様書 2 ページ 項5 仕様書 別紙1 項⑦	<p>本件の稼働予定日が令和4年3月16日とあります。</p> <p>各種報道等から判断し、財務省が令和3年度に発行予定の新500円貨幣の発行後の本稼働になると思われまますので、新500円貨幣が利用可能であることが、本件参加の必須要件であるとの認識で相違ありませんでしょうか。</p> <p>上記が必須要件とならない場合は、その合理的な理由をお示しください。</p>	<p>・新500円貨幣についての対応は問いません。</p> <p>国は、当面の間は、需要に応じて新しい500円貨幣の発行と併せて、回収された現行の500円貨幣の一部を再び流通させるとしており、支障は生じないものと考えられます。</p> <p>しかしながら、貴社が調達される機器が新500円貨幣に対応できる物であれば、審査基準の2「機器」の項目において評価の対象に値すると思われまますので、企画提案書に記載してください。</p>
2	仕様書 1 ページ 項1 仕様書 別紙1 項⑦	<p>「各種証明書を交付する際の混雑を緩和し、窓口の三密防止を図ることを目的として」とあります。</p> <p>キオスク端末で1,000円紙幣が利用できれば、本来不要である両替のための窓口への問合せに起因する混雑を抑止できるため、1,000円紙幣が使用できることを必須要件としてはいかがでしょうか。</p> <p>1,000円紙幣を利用可能なコインベンダーは汎用で存在しますので、当該機能の必須搭載が、本件参加を妨げることはないと考えております。</p> <p>上記が必須要件とならない場合は、その合理的な理由をお示しください。</p>	<p>・プロポーザル参加者を広く募集することとしておりますので、仕様書のとおりとします。</p> <p>しかしながら、貴社が調達される機器が1000円札にも対応できるのであれば、審査基準の2「機器」の項目において評価の対象に値すると思われまますので、企画提案書に記載してください。</p>

3	仕様書 5 ページ 別紙 1 項⑫	<p>「手差しトレイ等では、はがき用紙等に対応すること」とあります。</p> <p>ご存知のように、「はがき用紙」には、広く家庭用で普及しているインクジェットプリンター対応のものと、レーザープリンター対応のものがあります。</p> <p>一般利用者が持ち込むことが多いと想定されるインクジェット対応のはがき用紙は、レーザープリンターであるキオスク端末で使用することはできません。仮にインクジェット用はがきを誤ってキオスク端末で使用した場合、表面の光沢材が感光体に付着して焼き付けを起こし、キオスク端末が使用できない状態になります。なお、誤った使用方法に起因する故障は、保守契約の対象外となるのが一般的です。</p> <p>利用者を混乱させてしまいクレームに発展することも考えられますし、利用者の来庁都度、職員によるはがき種別の確認を毎回実施することも、現実的な運用対応とは言えないと考えます。</p> <p>上記の理由から、弊社キオスク端末ユーザー様を含め、他自治体から一度もはがき機能の要望を受けたことはありません。</p> <p>キオスク端末の本質的な機能ではない要素で、利用者を混乱させたり、運用面を含む利便性を損ねることを避ける意味合いで、はがき用紙への対応については、要求仕様から削除くださいますようお願いいたします。</p>	<p>・当市が現在使用している有料コピー機には「はがき用紙」の使用が可能となっていますが、ご質問内容の様な事例や市民からの苦情が発生したことはありません。</p> <p>しかしながら、貴社が調達される機器において「はがき用紙」を仕様に入れることで今後トラブルが発生することが懸念されるのであれば、この要件については仕様を満たさなくとも支障なしとします。</p>
4	仕様書 別紙 1 項⑫	<p>コピー機能に関し「A3、A4、B4」のサイズに限定すると、利用者の利便性を損ねるとともに、利用者を混乱させることからクレームに発展する恐れもあると考えます。</p> <p>また、弊社キオスク端末ユーザー様を含め、他自治体から一度も「B5」サイズのみが利用できないことの要望を受けたことはありません。</p> <p>「B5」サイズについても給紙装置にセットできることが、本件参加の必須要件であるとの認識で相違ありませんでしょうか。</p> <p>上記が必須要件とならない場合は、その合理的な理由をお示しください。</p>	<p>・仕様書のとおりとします。</p> <p>当市が現在使用している有料コピー機に、元々給紙装置による「B5」サイズがなかったことから仕様に入れなかったものであり、「B5」サイズのみが利用できないことの要望ではありません。</p> <p>また、ご質問内容の様な事例や市民からの苦情が発生したことはありません。</p> <p>しかしながら、貴社が調達される機器が「B5」サイズにも対応できるのであれば、審査基準の2「機器」の項目において評価の対象に値すると思われますので、企画提案書に記載してください。</p>

5	仕様書 別紙4 項②	<p>J-LIS への申請手続きを円滑に完了するため、監視カメラは本件導入機器と合わせての導入実績を有することが、本件参加の必須要件との認識で相違ありませんでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・導入実績は問いません。
6	仕様書 別紙1 項①	<p>「地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）との契約により委託される証明書交付サービスが可能であること」とあります。</p> <p>J-LIS が提供する証明書交付サービスは7か国語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）に対応しているため、本件調達対象のキオスク端末も当然に同じ7か国語に対応していないと、利用者の利便性を著しく損ねるものと考えます。</p> <p>上記7か国語での表示に対応していることが、本件参加の必須要件との認識で相違ありませんでしょうか。</p> <p>上記が必須要件とならない場合は、その合理的な理由をお示しください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・J-LIS との契約による証明書交付サービスであるため、どのメーカーの端末も 7 か国語に対応していることが標準仕様であると認識をしています。 <p>しかしながら、貴社が調達される機器が J-LIS の標準画面までへの導入部分について、市民サービスの向上が見込まれる独自の機能を有しているのであれば、審査基準の2「機器」の項目において評価の対象に値すると思われまますので、企画提案書に記載してください。</p>
7	<p>公募型プロポーザル実施要領 3 ページ 8 企画提案書等の提出</p> <p>(1) (2) ⑦</p>	<p>(1) 企画提案書原本から社名・ロゴ等、会社が特定できるものを削除したものを副本と認識していますが、副本に機種名の記載は宜しいでしょうか？</p> <p>(2) ⑦ 企画提案書には、「参加者」を特定できるものを一切表示しないと記載されています。</p> <p>(1) より、副本の事と認識していますが、プレゼンテーションは、企画提案書原本を使用するとの解釈で宜しいでしょうか？</p>	<p>(1) 副本への機種名の記載が必要な場合は可能とします。例えば、ある延岡市内の事業者が A 社の端末によりプロポーザルに参加した場合、調達機器の資料によって参加者の社名までは特定できないと考えます。</p> <p>(2) プレゼンテーションで審査委員が使用するのは副本です。</p>

